

人権なら

2021年1月1日

第121号

NPOなら人権情報センター

●ひと・まち・生き生き

2021年 年頭あいつ

「学び合い共感する」を創出

NPOなら人権情報センター

理事長 古川 友則

新型コロナウイルスの感染拡大は世界を覆い、未だに終息のメドが立たない状況にあります。このパンデミックを前に、誰もが少なからずの狼狽・恐怖・不安を抱かざるを得なくなっています。時には、心までもが荒んでしまっています。



そのことが感染者や医療従事者への嫌悪や排除を生んでいます。また、失業者や生活保護の申請、大学生の中途退学なども急増しています。ネットカフェを住まいとしてきた人たちは居場所を失っています。

安倍政権を継承する菅政権は、「アクセルとブレーキを同時に踏む」という大失態によって、感染拡大を食い止めることができずにいます。大阪・東京をはじめとして、「医療崩壊」も進行しています。その結果、国民の菅政権への批判は一挙に膨らんでいます。

私たち人間は他者と交流してこそ、共感し、喜びや悲しみを分かち合える存在だと思えます。私どもは昨年、「第12回差別と人権研究集会」の開催中止を余儀なくされました。そこで、そうした思いから、「学び合い共感する」機会を創出しようと、2回にわたって人権講演会を実施してきました。今年も継続していきます。

2021年も、「私」という一人称が、その生き方を試される年であると考えています。課題は山積みですが、手放さずにじっくりと取り組んでいきたいと思えます。今年もよろしく願い申し上げます。

豊かな共生社会めざして

河合町人権学習講座で高里鈴代さんが講演

河合町人権学習講座が11月27日、豆山の郷であった。第3回目の講座は、「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」共同代表の高里鈴代さんがリモート講演。沖縄での取り組みや、人権について語った。

高里さんはまず、憲法の前文を全員で朗読し、人権や平和について確かめ合った。そのあと、コロナ禍の今、いのち・生活・人権を捉え直そう、と語るとともに、「生活と暮らし」をめぐる真の安全保障として、



①環境や人間・自然の命を維持する②衣・食・住、医療・教育が満たされる③人間の尊厳や文化的アイデンティティが尊重される④人々や自然環境が災害から避けられ、被害から守られている、の4点を提起した。

辺野古新基地建設の断念を求めて座り込み

娘に性的暴行を加えた父親が、「強制性交等罪」が施行されたにもかかわらず、一審で無罪。これが性暴力に抗議する「フラワーデモ」が起きる契機になった。二審は有罪。最高裁が上告棄却して懲役刑10年が確定。やっとの思いでしか叶わない現実を指摘した。

1995年に12歳の少女が米兵にレイプを受ける事件が発生。各地で抗議集会があった。高里さんは「強姦救援センター・沖縄」を設立、「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」を結成した。「アメリカピースキャラバン」も実施。米兵による性暴力などを訴えた。

辺野古新基地建設については、自然環境を破壊し、子どもたちに基地の苦しみを継がせてならないとして建設断念を求めて座り込みを続けている、と語った。

調査から見る部落へのまなざし

石元清英さんがなら人権情報センター学習会で

NPOなら人権情報センターは12月5日、三宅町中央公民館で学習会を催した。関西大学名誉教授で、ひょうご部落解放・



人権研究所長の石元清英さんが「人権意識調査から見る部落へのまなざし」をテーマに話をした。

古川友則理事長は「コロナ禍で私たちの生き方が根本から問い直される時代」にあって、「人間は社会との関係を抜きには立ち行かない」と述べ、10月の学習会で藤田敬一さんから受けた学びと多くの刺激に続き、今回、石元さんからも提起を受けたいとあいさつした。

「部落の実態調査」から「人権意識調査」に

石元さんは、1965年の「同和对策審議会答申」が部落差別を「実態的差別と心理的差別」に分け、「低位で劣悪な生活実態」が差別意識を増大させている。その「悪循環」を断ち切ることが課題だとして、「同和对策特別措置法」(1969年)を制定。以降、事業が取り組まれた。80年代には、部落は大きく変化する。住環境、就労や高校進学率なども大きく向上した。

しかし、「実態」は改善されたが、「心理的差別」(差別意識)は一向に変わらない現実に突き当たる。そこで、当初は「部落の実態調査」が中心だったが、各地の自治体で「人権意識調査」が実施されるようになった。では、どういった調査が行われているのか。

2016年施行の解消法を受け1万人に調査

石元さんは、2016年施行の「部落差別の解消の推進に関する法律」を受けて法務省が実施した「部落差別の実態に係る調査」(2018～19年)を取り上げた。この調査は全国400地点(376市町村)に居住する日本国籍を有する18歳以上の10,000人を対象に実施

された。質問の項目は、「あなたは、近所の人が、旧同和地区の出身者であるか否か気になりますか」「交際相手や結婚相手が…」「求人に対する応募者や職場の同僚が…」などというものだ。

曖昧で漠然とした設問に「わからない」回答も

「旧同和地区」の表記についての説明はない。「不適切」である。回答割合が年齢別、地域別の区分もあって興味深いものの、設問自体が曖昧で、漠然としているものが多い。結果、「わからない」の回答が多い。

また、「部落差別に関する問題を解消するために効果的と思われることは何ですか」の設問は、国や行政が考えるべきことで、国民に聞くべきものではない、と批判した。

奈良県や生駒市、御所市、橿原市、天理市などの「人権意識調査」も取り上げた。有効性が「疑問視」される設問などを指



摘するとともに、他府県での人権意識調査も説明。地域によっては工夫を凝らしている調査もあるが、形式的で場当たりの印象が強い、と述べた。

若い人たちの「保守的傾向」が目立つ

「気がかりな傾向」として取り上げたのが、「インターネットの書き込み」の設問や、「高校生の意識調査」。最近、若い人たちの「保守的傾向」が目立つとして、1月24日付毎日新聞の記事「若者ほど内閣支持」を紹介。若い人の人権意識が低くなっている。自己責任の意識が目立っている。以前と大きく変わってきている、と指摘。若い人たちの意識状況を危惧した。

このあと、質疑があり、「他の被差別、マイノリティーに比べて、部落に対する共感が得られていない」との指摘に対する質問や、「女性が抱える複合差別」「寝た子を起こすな意識」「若い人たちの保守化」についての質問に答えた。また、「行政現場にいて感じることだが、人権問題と言えども、年度予算の消化のためにといった対応もある」との意見も出た。

「中尾靖軒とその周辺」テーマに

県民歴史講座で奥本武裕さんが講演

第6回県民歴史講座が12月8日、県人権センターであった。今年度最終回で、県立同和問題関係史料センターの前所長、奥本武裕さんが「明治期被差別部落知識人の交流圏－中尾靖軒（せいけん）とその周辺－」のテーマで講演した。



奥本さんは大学・大学院時代、近世仏教史を研究。教員になったとき、県部落解放研究所が出した被差別部落の史料集を見て、従来とはまったくかけ離れた被差別部落像に出遭い、研究したいと思ったという。

皮革関連などで経済が活況し人口も増加

被差別部落知識人の中尾靖軒は和歌山県の被差別部落井坂皮田村の豪農に生まれた。漢学を学び、五條市の森田節齋に入門。部落改善に取り組んだ。

紀ノ川筋の穢多村の多くは、中世に成立していたこと、比較的独立村だったこと、農業中心の産業構造と、草場による収益により安定した経済力を有したことが歴史的特質として確認できる。

周辺村落の戸数・人口が江戸時代を通じてほとんど変化がないのに対し、草場の存在と皮革関連産業等の発達による経済活況を通して人口増がみられる。人口増と同時に階層分化も進展。この特質は大和国の多くの穢多村にも共通する。それは「部落史の見直し」で見出された畿内穢多村の典型的な特質である。

和歌山以外の全国の文化人多数とも交流

靖軒の生まれた家は土地の所持と草場関連産業に支えられ、弟の土地を合わせると、最上位の地主であった。卓越した経済力によって、蔵書の量は一般的な在村知識人を凌駕。誰にでも貸し出していた。

また、和歌山県や近府県だけでなく、全国の多数

の文化人とも交流していたという。

部落差別解消運動の活動家を輩出

靖軒は地域社会のリーダーとしての側面を持ち合わせ、階層分化の進展による困窮層増加状況の改善をめざし、「貧民救恤(きゅうじゅつ)」などの社会事業活動を行った。

被差別部落住民に対する教育の充実が部落差別解消に必要と位置づけ、1887(明治20)年には自由党系の活動家とともに、和歌山での「新平民学校」開校をめざして動いた。



また、靖軒の門下や交流圏から部落差別解消運動の活動家が輩出。その中には、川西町梅戸の全県的部落差別撤廃運動団体である大和同心会会長となった中村諦梁や、その子で全国水平社の幹部となった甚哉がいる。

一人の人物から幾重にも広がる差別に抗う思いを抱く人々の姿が想像できる話だった。

心の傷は自分の力で回復する

浜田進士さんが河合町人権学習講座で話

河合町人権学習講座が12月18日にあった。浜田進士さんが「家庭崩壊や虐待を『なかったこと』にせず、前に進める『居場所』と『出番』を」と題して話をした。

浜田さんは奈良市内に自立援助ホーム「あらんの家」と、女子ホーム「ミモザの家」を開設し、活動を続けている。



コロナ禍で2月末から、就労機会を失うなどの問題が一気に顕在化。自立援助ホームでは虐待などを受け、家庭で暮らすことができない10代後半の子どもを保護する。「リストカットする子どもがいる。しかし、かさぶたができるように、心の傷だって誰かが開いてくれたら、自分のチカラで回復する」「子どもは存在するだけでチカラがある」と。この言葉が胸に響いた。

除斥期間経過を理由に棄却

大阪地裁が強制不妊手術の損害賠償請求に

旧優生保護法によって強制不妊手術を施された3人が国に損害賠償を求めた訴訟の判決が11月30日、大阪地裁であった。

判決は2019年5月の仙台地裁判決に続き、優生保護法が憲法13条に違反するとした。

だが、20年の除斥期間を適用し、訴えを起こすことができなかった「原告らの心情は理解できる」としつつも、「提訴の時点で賠償請求できる権利は消滅している」として、不当にも原告側の請求を棄却した。

国などが除斥期間を理由にして逃げてしまえば、被害者たちは救済される途が完全に絶たれてしまう。この先、明るい光がまったく見えてこないと思う。

2年前、奈良であったピープルファースト全国大会のあと、6つの事業所が集まり、「あつまり隊なら」を結成した。「なかまと共に差別・虐待のない平和な社会をつくろう」を掲げて行動。優生保護法の裁判にも駆け



編集後記 ☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆☆

新年を迎えた。今年こそ…と年頭に考えるが、コロナ禍が越年。不安だけが募り、先の見通しが立たない。この1年、人々の生活は一変した。平穏な暮らしは奪われたまま。なのに、政治は苦悩を抱えた弱者に「自助」や「自粛」を求めるだけ。冷酷だ。脆弱な政治や経済によって失業、倒産、退学、自殺、生活崩壊が増え続ける。格差はますます広がる。非正規女性などは深刻だ。困窮者の生活と生命を守るには、頼みの綱が必要。困窮を自己責任で片付けてはいけぬ。社会経済構造を改変すべきだ。経済を回すと言い張るが、大企業と富裕層が潤うだけで、民の生活は回らない。

つけ、見守ってきた。その一人、阪本里恵さんは「裁判所が違憲と認めたのに、国は何で謝らないんだ。20年過ぎたから認められないのはおかしい。手術された人は、ずっと苦しんできたし、訴えることができなかった。除斥期間で棄却されるのはくやしい」と憤った。

(ひまわり支援者・吉田裕子)

落葉を使って焼き芋パーティ

梅谷尚司さんが集い、旧大柳生牧場で

1979年の文部省による「養護学校義務化」によって、ハンディキャップのある子どもたちが地域の学校から法的に排除されようとしていた。それに対して、東京では金井康治君を、奈良では梅谷尚司君を、それぞれ地域の中学校への就学を求める運動が取り組まれた。私たちは「尚司君」の運動に関わってきた。

当時15歳だった彼も今、57歳。「尚司さん」と呼ばれる年になった。2018年8月には、蛇に噛まれたようで、全身が紫色に腫れ上がり、慢性腎不全に。生命に関わる状態に陥った。だが、医療者、介護者、



家族のサポートで奇跡的に回復。現在は、旧「大柳生牧場」で以前と同じように生活している。

11月28日、同所で焼き芋パーティがあった=写真。尚司さんが集めた落葉で焼いたホクホクの焼き芋と、母親の明子さんが作った熱々のおでんを食べながら、この1年を振り返り、来年のパーティ開催を誓った。

ニュースレター「人権なら」

発行:NPO法人なら人権情報センター

〒636-0223

奈良県磯城郡田原本町鍵301-1

TEL:0744-33-8585/FAX:0744-32-8833

E-mail:info@nponara.or.jp

http://www.nponara.or.jp/